別記様式第1号（第5条関係）

美祢市創生テレワーク移住支援事業補助金交付申請書

年　　　月　　　日

美祢市長　　　様

美祢市創生テレワーク移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  |  | 生年月日 | 　　年　　　月　　　日 |
| 住　　所 | 〒 | 連絡先 |  |
| ＜認定内容＞※該当するものに☑をご記入ください１　□ 単身世帯　　　 ２　□ 2人以上の世帯 |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）世帯員の氏名 | 続 柄 | 生年月日（転入時の満年齢） |
| 1 |  |  | 　　 　　　 年　　　 　月 　　　　日　　　　　　　　　　　　（　　　　歳） |
| 2 |  |  | 　　　　　　年　　　 　月 　　　　日　　　　　　　　　　　　（　　　　歳） |
| 3 |  |  | 　 　　　　年　 　　　月 　　　　日　　　　　　　　　　　　（　　　　歳） |
| 4 |  |  | 　　　　　　年　　　 　月 　　　　日　　　　　　　　　　　　（　　　　歳） |
| 5 |  |  | 　　　　　　年　　　　 月 　　　　日　　　　　　　　　　　　（　　　　歳） |

２　移住元に関する要件（全ての事項に該当すること）

　(1)　転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に居住していたこと。

　(2)　転入する直前まで連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に居住していたこと。

　　※ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

・直前10年間の住民票上の住所及び居住期間

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（住所及び期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

・旧通学先、所在地及び在学期間

　（通学先、所在地、期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　移住先に関する要件（全ての事項に該当すること）

(1)　補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

(2)　補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

４　その他の要件（全ての事項に該当すること）

　(1)　世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものがいないこと。

（2） 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

　(3)　世帯員がいずれも、本市税等（美祢市が賦課する公租公課）を滞納していないこと。

（4） 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となっている場合を除く。

　(5)　その他、市長が補助金を交付する対象として不適当と認めた者でないこと。

５　テレワークに関する要件（全ての事項に該当すること）

　(1)　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2)　移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

別　紙

**□ 誓約事項**

補助金の返還に関すること

１　以下の場合には、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱」及び「美祢市創生テレワーク移住支援事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき：全額

(2) 補助金交付に関する調査及び報告の求めに応じなかったとき：全額

(3) 申請のあった日から3年未満に市外へ転出したとき：全額

(4) 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき：半額

**□ 同意事項**

「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「美祢市創生テレワーク移住支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び美祢市は、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「美祢市創生テレワーク移住支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び美祢市は、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施のため、当該個人情報について、他の都道府県に提供し、又は確認する場合があります。

**上記事項について、誓約及び同意します。**

**また、補助金の申請にあたり、市税等の収納状況について、市が確認することに同意します。**

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者） 氏　名